社会福祉法人楽山会評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第１条　この規程は、社会福祉法人楽山会評議員の報酬等及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等）

第２条　評議員が評議員会の招集に応じて出席したときは、別表のとおり報酬額を支給する。

２　評議員の退職慰労金の支給基準は、社会福祉法人楽山会役員等退職慰労金規程に定めるところによる。

（費用弁償）

第３条　評議員が職務のため市外に出張したときは、その順路により費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の支給方法は、社会福祉法人楽山会旅費規程の例による。

（委任）

第４条　この規程に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の施行により、社会福祉法人楽山会評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程（平成 15 年 3 月 27 日施行）は、廃止する。

附　則

この規程は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

職　名	報　酬　額
評議員	日額　　13,000 円